

都城市ホームページにおけるネットショップの掲載に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、都城の地場産品の普及を目的として行う都城市ネットショップ販売支援事業におけるインターネットを利用したオンラインショップ（以下「ネットショップ」という。）の市ホームページのオンラインショップ紹介ページへの掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の申請)

第2条 次に掲げる各号に該当し、市ホームページへネットショップの掲載を希望する者（以下「事業者等」という。）は、ネットショップ販売支援ホームページ掲載申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に指定書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 都城市内で生産又は加工された商品を取り扱っていること。
- (2) インターネット上のホームページ等で継続的にネットショップを開設していると認められること。

(掲載の許諾)

第3条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、当該掲載が本市の産業振興に寄与すると認めるときは、ネットショップ掲載の許諾（以下「掲載許諾」という。）を行うものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは、ネットショップの掲載方法等について、条件を付することができる。

2 掲載許諾期間は、申請者からの取下げ、又は第5条に基づき掲載許諾を取消した場合を除き継続するものとする。

3 市長は、掲載を許諾したときは、ネットショップ販売支援ホームページ掲載許諾書（様式第3号）を申請者へ交付する。

4 市長は、掲載許諾することが不相当と判断したときは、ネットショップ販売支援ホームページ掲載不承諾通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

(掲載許諾の制限)

第4条 事業者等又はネットショップの掲載内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は前条の許可を行わないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認める場合
- (2) 市の信用又は品位を害すると認める場合
- (3) 第三者の正当な権利を害するおそれがあると認める場合

- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認める場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が利用する場合
- (7) 申請者又は法人等の役員等は、都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団関係者に該当する場合
- (8) 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有するものがないことを誓約しない場合
- (9) 事業者等が法人等の場合、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立ての事実があるものにあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていない場合
- (10) 申請者又は法人等の代表者に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいる場合
- (11) 申請者又は法人等及び法人等の役員に市税等の滞納がある場合
- (12) 都城市内で生産又は加工された商品を取り扱っていないと認められる場合
- (13) ネットショップの掲載によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認める場合
- (14) 市ホームページのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (15) 前各号に掲げるもののほか、ネットショップ販売支援ホームページへの掲載が適当でないとして認められる場合
(掲載許諾の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は掲載許諾を取り消し、利用

者に対し通知する。

- (1) 事業者等がこの告示の規定に違反した場合
- (2) 事業者等が掲載許諾の条件に違反した場合
- (3) 申請書及び添付書類の内容に偽りのあることが判明した場合
- (4) 前条各号のいずれかに該当することが判明した場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページでの掲載継続が不相当であると市長が認めた場合

2 市長は、前項の規定による掲載許諾の取消しにより事業者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、事業者等にネットショップの閲覧状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(掲載料)

第6条 ネットショップ販売支援ホームページの掲載料については、無料とする。

(掲載内容に関する市の関与)

第7条 掲載許諾は、市ホームページ及びネットショップに掲載している商品等について、市の推奨や品質保証を行うものではない。

(損失補償等の責任)

第8条 市は、市ホームページの掲載許諾又は許諾を取り消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 事業者等は、市ホームページに掲載した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、第三者に賠償する。

3 事業者等は、市ホームページ及びネットショップの掲載に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償する。

(庶務)

第9条 市ホームページでのネットショップ掲載に関する庶務は、商工観光部みやこんじょPR課が所掌する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

都城市長 宛て

住 所
申請者 商号又は名称
代表者職氏名 印

ネットショップ販売支援ホームページ掲載申請書

ネットショップ販売支援ホームページへの掲載を希望しますので、次のとおり申請します。

| | |
|------------|---------|
| ネットショップの名称 | |
| ネットショップ開設日 | 年 月 日 |
| 掲載希望アドレス | http:// |
| 希望紹介コメント | |
| 主力商品とその紹介 | |

| | |
|----------------------|---|
| 都城地場産品の概要 | |
| 会社の概要 | 本 社 所 在 地 |
| | (本社が都城市内でない場合) 主たる事務所の所在地 |
| | 電 話 番 号 |
| | F A X 番 号 |
| | 電子メールアドレス |
| ネットショップ お客様問い合わせ先 | 担 当 部 署 名 |
| | 担 当 者 名 |
| | 電 話 番 号 |
| | F A X 番 号 |
| | 電子メールアドレス |
| 担当者連絡先 | 担 当 部 署 名 |
| | 担 当 者 名 |
| | 電 話 番 号 |
| | F A X 番 号 |
| | 電子メールアドレス |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> (法人の場合) 会社概要等が分かる資料 <input type="checkbox"/> ネットショップでの取扱商品一覧 <input type="checkbox"/> 滞納のない証明書 (又は納税証明) <input type="checkbox"/> 誓約書 (必須) |

商品等紹介として掲載したいバナー画像等がある場合には、別途送付してください。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

都城市長

宛て

住 所

申請者 商号又は名称

代表者職氏名

印

誓 約 書

私（法人の場合、申請団体）は、ネットショップ販売支援ホームページへの掲載の申請に当たって、申請書その他の添付書類のすべての記載事項が事実と相違ないこと及び下記の内容を承諾していることを誓約します。

また、私は、申請書及び添付書類の記載事項又は下記の内容について、疑義が生じた場合は、市長の指示に従って申請等に関する書類を速やかに市長へ提出すること及び市長が関係行政庁に対して調査・照会を行い、資格要件等に関する情報収集を行うことに同意します。

記

- 1 ネットショップの購入者等に対しては、都城市に責任を求めることなく、申請者において誠実に対応すること。
- 2 申請者又は法人等の役員等は、都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。また、法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- 3 申請者又は法人等及び法人等の役員に国税及び地方税の滞納がないこと。

（申請者） 様

都城市長



都城市ネットショップ販売支援ホームページ掲載許諾書

年 月 日付けで申請のありました都城市ネットショップ販売支援ホームページへの掲載について、許諾します。

なお、下記の点に留意してください。

記

- 1 市のホームページに、許諾者のネットショップのページを掲載します。
- 2 掲載に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- 3 掲載に起因する問題が生じた場合には、許諾者が速やかに対処する責任を負うものとし、都城市は一切の責任を負いません。
- 4 掲載に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を順守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- 5 申請書の記載内容に偽りがあった場合及び不正な利用等が認められた場合、許諾者に対し是正を求めるための警告を行います。
- 6 許諾者が、上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- 7 都城市ネットショップ販売支援事業に関する要綱や基準は、市の都合により変更することがあります。
- 8 ホームページの適切な利用を図るため、閲覧の状況、販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 9 許諾が取り消されたときは、市のホームページから削除します。取消しにより許諾者に生じた損害について、都城市は一切の責任を負いません。

様式第4号（第3条関係）

文書番号
年 月 日

（申請者） 様

都城市長



都城市ネットショップ支援ホームページ掲載不承諾通知書

年 月 日付けで申請のありました都城市ネットショップ支援ホームページ掲載希望については、下記の理由により承諾しないこととしましたので通知します。

記

不承諾の理由